

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
あ	芦生田	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿		1.00	1.00					
		2 上記以外の地域		1.00	1.00					
		上記以外の地域								
		1 奥間								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり290円以上のものについてはその評価額を290円とみなして右の倍率を適用する。)	0.90	—	—	1.00	1.00			
		(2) 上記以外の地域	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00			
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道144号線沿	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00			
		(2) 上記以外の地域	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00			
い	今井	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿		1.00	1.00					
		2 上記以外の地域		1.00	1.00					
		上記以外の地域								
		1 国道144号線沿	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00			
		2 上記以外の地域	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00			
お	大笹	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿		0.90	0.90					
		2 上記以外の地域		0.90	0.90					
		上記以外の地域								
		1 三本松、大原、南木尻								
		(1) ニイガタサンハウス分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
(2) 寿産業分譲地										

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
お	大笹	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり327円以上のものについてはその評価額を327円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(3) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり275円以上のものについてはその評価額を275円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90			
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道144号線沿	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90			
		(2) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90			
		大前	農業振興地域内の農用地区域							
		1 国道144号線沿		1.00	1.00					
		2 上記以外の地域		1.00	1.00					
	上記以外の地域									
	1 細原									
	(1) 大蔵屋開発分譲地(プリンスランド)									
	イ 7次地区(県道大笹・北軽井沢線より南側の地域)									
	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり701円以上のものについてはその評価額を701円とみなして右の倍率を適用する。)	0.90	—	—	1.00	1.00				
	ロ 1次地区(星の街) 2次地区(虹の街) 3次地区(森の街)のうち浅間大通り沿(プレイランド入口からロータリーまでの区間)を除く地域、4次地区(花の街) 5次地区(鳥の街) 6次地区(空の街)のうち空の街坂上から高羽根沢通り上流の地域、8次地区(月の街)									

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率								
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼		
お	大前	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり437円以上のものについてはその評価額を437円とみなして右の倍率を適用する。)	0.90	—	—	1.00	1.00				
		ハ 6次地区(空の街)のうち空の街坂上から高羽根沢通り下流の地域 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり347円以上のものについてはその評価額を347円とみなして右の倍率を適用する。)	0.90	—	—	1.00	1.00				
		ニ 上記以外の地域 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり593円以上のものについてはその評価額を593円とみなして右の倍率を適用する。)	0.90	—	—	1.00	1.00				
		(2) 寿産業分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり327円以上のものについてはその評価額を327円とみなして右の倍率を適用する。)	0.90	—	—	1.00	1.00				
		(3) 上記以外の地域 イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり252円以上のものについてはその評価額を252円とみなして右の倍率を適用する。)	0.90	—	—	1.00	1.00				
		ロ 上記以外の地域	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00				
		2 上記以外の地域 (1) 国道144号線沿	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00				
		(2) 上記以外の地域	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00				
		か	門貝	万座温泉	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00		

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音 順	町(丁目)又は大字名	適 用 地 域 名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
か	門貝 鎌原	上記以外の地域	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00			
		農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿、 浅間・白根火山ルート(有料道路)沿		0.90	0.90					
		2 上記以外の地域		0.90	0.90					
		上記以外の地域								
		1 大カイシコ								
		(1) 三井不動産、第一観光開発分譲地								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり400円以上のも のについてはその評価額を400 円とみなして右の倍率を適用する 。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(2) 紀州鉄道分譲地								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり406円以上のも のについてはその評価額を406 円とみなして右の倍率を適用する 。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(3) 日本興業管理地区								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり324円以上のも のについてはその評価額を324 円とみなして右の倍率を適用する 。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(4) 王領地地区								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり384円以上のも のについてはその評価額を384 円とみなして右の倍率を適用する 。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(5) 雪見地区								

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり285円以上のものについてはその評価額を285円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(6) あやめヶ原地区							
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり316円以上のものについてはその評価額を316円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(7) 上記以外の地域							
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり307円以上のものについてはその評価額を307円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		2 横築地							
		(1) 1439番地のうちの次の枝番地 1、106、198～206、 209～216、219～226、 230～235、243、250～ 252、272、276、277、 281、299～301、310、 314、317、336、337、 339、340、342～351、 358、360～371、414、 425							
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり316円以上のものについてはその評価額を316円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域							

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
か	鎌原	イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり286円以上のものについてはその評価額を286円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90			
		3 鬼の泉水								
		(1) 東武百貨店分譲地、 軽井沢高原ビレッジ分譲地								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり681円以上のものについてはその評価額を681円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(2) クレソントン								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり285円以上のものについてはその評価額を285円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(3) 日本興業管理地区								
		イ 県道大笹・北軽井沢線より南側の地域								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり324円以上のものについてはその評価額を324円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
ロ 上記以外の地域										
山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり295円以上のものについてはその評価額を295円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90					
(4) 上記以外の地域										

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	イ 県道大笹・北軽井沢線より南側の地域、日本興行管理地区北側の1053番地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり268円以上のものについてはその評価額を268円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		ロ 上記以外の地域 (イ) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり295円以上のものについてはその評価額を295円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(ロ) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		4 藤原 (1) 浅間ハイランド 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり378円以上のものについてはその評価額を378円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) パークヒル浅間地区 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり292円以上のものについてはその評価額を292円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(3) 上記以外の地域 イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり235円以上のものについてはその評価額を235円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
か	鎌原	5 湯本								
		(1) 浅間・白根火山ルート(有料道路)より東側の地域 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり319円以上のものについてはその評価額を319円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(2) 日廣商事、日本興業、ニイガタサンハウス分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり472円以上のものについてはその評価額を472円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(3) 浅間ハイランド 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり378円以上のものについてはその評価額を378円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(4) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり216円以上のものについてはその評価額を216円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90			
		6 立野								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり280円以上のものについてはその評価額を280円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90			
		(2) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90			
7 城山、上ノ原										

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり286円以上のものについてはその評価額を286円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		8 群馬坂							
		(1) 寿産業分譲地							
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり284円以上のものについてはその評価額を284円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 大正観光分譲地							
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり185円以上のものについてはその評価額を185円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(3) 上記以外の地域							
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり146円以上のものについてはその評価額を146円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		9 柏木塚							
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり196円以上のものについてはその評価額を196円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
(2) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90				
10 板橋原									
(1) 西武不動産の管理している地域									

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり281円以上のものについてはその評価額を281円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 紀州鉄道分譲地							
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり286円以上のものについてはその評価額を286円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(3) 上記以外の地域							
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり226円以上のものについてはその評価額を226円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		1 1 向林、向原							
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり277円以上のものについてはその評価額を277円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		1 2 大畑							
(1) 大蔵屋開発分譲地(プリンスランド)									
山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり390円以上のものについてはその評価額を390円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90				
(2) 大畑緑ヶ丘地区(青葉湖より北側及び西側の地域)									

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり300円以上のものについてはその評価額を300円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(3) 嬭恋の森							
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり352円以上のものについてはその評価額を352円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(4) 上記以外の地域							
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり274円以上のものについてはその評価額を274円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		13 当籠							
		(1) 四季リフレス分譲地							
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり281円以上のものについてはその評価額を281円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域							
イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり152円以上のものについてはその評価額を152円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90				
ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90				
14 四良戸沢									

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり272円以上のものについてはその評価額を272円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		15 笹塚							
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり290円以上のものについてはその評価額を290円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		16 中原							
		(1) 三洋開発分譲地 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり281円以上のものについてはその評価額を281円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域							
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり272円以上のものについてはその評価額を272円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		ロ 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		17 柏木原、中後原							
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり340円以上のものについてはその評価額を340円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		18 広川原							

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり140円以上のものについてはその評価額を140円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		19 上記以外の地域							
		(1) 浅間・白根火山ルート(有料道路)沿	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		(2) 国道144号線沿	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		(3) 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
さ	西窪	農業振興地域内の農用地区域							
		1 国道144号線沿		0.90	0.90				
		2 上記以外の地域		0.90	0.90				
		上記以外の地域							
		1 国道144号線沿	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
		2 上記以外の地域	0.85	0.90	0.90	0.90	0.90		
た	田代	農業振興地域内の農用地区域							
		1 国道144号線沿、主要地方道東御・嬭恋線沿、村道田代中央線沿		—	0.90				
		2 上記以外の地域		—	0.90				
		上記以外の地域							
		1 吾妻山							
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり272円以上のものについてはその評価額を272円とみなして右の倍率を適用する。)	0.85	—	—	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域							
		イ 主要地方道東御・嬭恋線沿	0.85	—	0.90	0.90	0.90		
		ロ 国道144号線沿、村道田代中央線沿	0.85	—	0.90	0.90	0.90		
		ハ 上記以外の地域	0.85	—	0.90	0.90	0.90		
2 上記以外の地域									
(1) 主要地方道東御・嬭恋線沿	0.85	—	0.90	0.90	0.90				

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

調 整 率 表

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
た	田代	(2) 国道144号線沿、 村道田代中央線沿	0.85	—	0.90	0.90	0.90		
		(3) 上記以外の地域	0.85	—	0.90	0.90	0.90		
ふ	袋倉	全域	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00		
ほ	千俣	万座温泉	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00		
		上記以外の地域	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00		
み	三原	農業振興地域内の農用地区域							
		1 国道144号線沿		1.00	1.00				
		2 上記以外の地域		1.00	1.00				
		上記以外の地域							
		1 国道144号線沿	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00		
		2 上記以外の地域	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00		

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。